

# 狩猟解禁日(10月31日)のパトロールについて

## 1 概要

一部鳥獣の狩猟解禁となる11月1日の前日10月31日に、狩猟期前の違法なわなの設置等、法令違反の防止とマナー向上の徹底を図るため、農林総合事務所等の担当者と鳥獣保護員が鳥獣保護区や猟場等でパトロールを実施します。

- ※ イノシシとシカのわな猟に限り11月1日から狩猟が解禁となります。
- ※ イノシシ、シカのほか、狩猟鳥獣の狩猟は11月15日から解禁となります。
- ※ 本格的に狩猟解禁となる11月15日も狩猟者のパトロールを実施します。  
実施については、別途お知らせします。

## 2 パトロール計画

パトロール者	パトロール体制	出発時間	出発地点	パトロール場所
福井農林総合事務所職員 鳥獣保護員	3班・6名	9:00	本郷公民館 福井農林総合事務所	①鳥獣保護区 ②特定猟具使用禁止区域(銃) ③主たる猟場
坂井農林総合事務所職員 鳥獣保護員	2班・3名	9:00	坂井合同庁舎	
奥越農林総合事務所職員 鳥獣保護員	3班・7名	14:00	奥越合同庁舎	
丹南農林総合事務所職員 鳥獣保護員	3班・6名	9:00	丹南農林総合事務所 万葉菊花園 鯖江市役所	
丹南農林総合事務所 丹生林業木材活用課職員 鳥獣保護員	2班・4名	13:10	丹南農林総合事務所 丹生分庁舎	
自然環境課職員 嶺南振興局二州農林部 鳥獣保護員	2班・6名	13:30	敦賀合同庁舎 中央公民館駐車場	
自然環境課職員 嶺南振興局林業水産部職員 鳥獣保護員	3班・6名	8:30 9:30 14:00	若狭合同庁舎 おおい町役場	
	計 38名			

## 3 指導・取締り事項

法令に違反する行為

例 狩猟期前の違法なわなの設置